

株券等の公開買付けに関するQ & A

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

変更後	変更前
<p>（問9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第27条の3第2項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了することが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられます。</p>	<p>（問9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第27条の3第2項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了すること <u>及び公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題ない旨の回答を受けること</u>が公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられます。</p>

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその旨等を記載する必要があると考えられます。

(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3)において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第 13 条第 1 項第 9 号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

(問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会に対する事前相談を行ったか否か、及び行った場合にはその結果等を記載する必要があると考えられます。

(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3)において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第 13 条第 1 項第 9 号)として、公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けたこと又は公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面(公正取引委員会から交付を受けた書面がある場合には当該書面、公正取引委員会が書面を交付していない場合には上記事実を証する旨の公開買付者の代表者名義の書面)を添付する必要があると考えられます。

(問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。

(答)

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません(他社株府令第二号様式記載上の注意(8))、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

なお、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

(答)

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません(他社株府令第二号様式記載上の注意(8))、公開買付者が、公正取引委員会に対して事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けており、その旨を「許可等」として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に措置期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公正取引委員会に対する事前相談を行っていない場合やその回答を得ていない場合、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことについて、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する旨の訂正も必要であると考えられます。

他方、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了した場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、措置期間が終了した旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する必要があると考えられます。